K 傅

寛文の刊本以下八本は、人之傳に作り、神智文邱一本は人傳に作り、群書類從本は傳記に作る。

太 子

部を收めたり。その他の古寫本には、日光輸王寺所藏の聖徳太子傳記、醍醐三寶院所藏のもの等 太子傳私記二卷、顯眞得業口決抄一卷、聖德太子平氏傳勘文六卷、上宮太子拾遺記七卷、聖譽鈔二卷の六 子菩薩傳、及び聖德太子傳曆二卷あり。 ならねど、本朝月令、政事要略、東大寺要錄、年中行事秘抄等に引きたるもの 令、政事要略、東大寺要錄、年中行事祕抄、師光年中行事、香字抄等に引きたるものあり。 た古書に、垩徳太子傳としてのせたるものには、太子傳補闕記に、四天王寺聖徳王傳の名をあげ たるものに、上宮聖徳法王帝説、太子傳補闕記の二書あり。 聖徳太子の御事蹟を記したるも のな 大日本佛教全書には、四書の外に、太子傳古今目錄抄一卷、聖德 今世に傳はり たる聖徳太子の傳は、敷部 續群書類從に收め は 聖徳太子傳曆と同文な たる あり ものに、上宮皇太 いづれも卷數明 。群書類從に收 、本朝月 あり。ま

宫 おきた年代かるような 方随会園植也が入る中心でなたで十九四 四百枚四百度家在西方北吞安成指域的高量 こか三は一三百枝七頭動高向阪 芝美好名 再研打夜北京有全也你在像 極機前接行八月三明子外でる千九进大 无年於看一月一日北北京中至底下不完有 二年放於二月年四日 - 梅登日事題他 趣玩一十二丁月美人的三月一日 歌之五月 改造一天分 并许不全人本我说的人一个是必是二十七人是全种田 自此人人的原心是花体不多放的上回死 唐野花疾入疾成心二五 盖 本病性內象 同人完本部自少力地玩艺 係送倉庭祭有お荷先むる あ方匹吓政 之形的外俱至 德 聖 子 太

傳は、蓋し聖徳太子傳曆の事なる 下卷了、」と記し の古記外安四年九月十七日の條に、「見聖徳太子傳 ものならん。 たるも、二卷のものなれば、同じ ਝੈ

殊に聖徳太子傳曆も二卷なれ

ば、この聖徳太子

く

し。

左大臣賴長

書、及び貞應二年五月七日書寫の奥書を記したり 所藏二卷あり。 たる説あり。 るによりて、 寶繪に見えた には、始に平氏撰とあり。 **彙輔を著者としたる説あり。** 太子傳曆の文は、 人の撰びたるものにか詳ならず。 の事 は、藤原獪雪氏の復原聖徳太子傳に見え、 平氏の曩祖なる葛原親王の御撰とし 桓武天皇の宸作といへる説あり。 れば、冷泉天皇より以前のものなり 卷末に、 本朝月令に引載し、寛永の刊本 沙門賢仁の永久元年の奥 平氏撰は、永觀二年の三 古寫本は、 平氏撰とい 伏見宮御

皇室 御撰之研究にも載せ †こ り

太子

田村傳師能

説あれど、天皇宸製の論贅によりて、あやまりたるものなり。 は如何なる人か、源師房の孫に、左中辨師能あり。群書類從に收めたるものは、嵯峨天皇の御撰としたる 坂上田村麻呂の傳記なり。 師能書とあるは、い かなる意にか、師能の書寫したるよしなる そのよしは、皇室御撰之研究に記したり。 べし。

儒 傳 三卷

儒家の史傳なるべし。今は散逸して傳はらず。

抄にもあり。年中行事秘 政事要略十 一月中務省奏御奏事の條に、儒傳云、以小治田朝十二年巖次甲子正月戊申朔、始用曆 H

と見えたるのみ。 これによれば、儒家の傳記のみならす。 儒家の歴史をも記したるものの如

藤氏傳記 一結

藤原氏の人々の傳記なり。 權記に、長保四年二月十四日、午時許、詣閑院、返奉近曾内府所借給藤氏記並家傳上下卷、 一結とあれば、幾種類の傳記を集録したるものなるべ

祭、相和人神之間、仍命其氏、曰大中臣、」とあるは、鎌足傳と同文なり。卷尾に、「貞惠、史、別有傳」とあ 和銅六年十二月の條に、大織冠傳とし、末に「已上家傳」と記してのせたるものは、 めたる上卷の鎌足、下卷の武智麻呂傳なり。東大寺要錄及び大中臣氏系圖に、「藤氏家傳云、世掌天地之 とあり。 宣公、清愼公、銀行朝臣、百川、藤六、忠仁公等の傳もありしものか。 るによれば、家傳をも大織冠傳とも稱したるにや。また下卷には、不比等、或は不比等、武智麻呂の外に、 たるによれば、卷上に、鎌足、及び貞慧を載せ、下卷に、不比等、及び武智麻呂等を掲げたるものなるが如 房前、宇合などの傳をも收めたるものならんか。或はこの藤氏傳記一結の中には、家傳の外に、次なる昭 りて、伏見宮御所藏の大織冠傳上卷の末に、貞慧傳を附載し、群書類從本には、武智麻呂傳を下卷に收め 然るに、今は鎌足、貞慧、武智麻呂等のみにて、不比等の傳以下は、缺逸して傳はらず。なほ扶桑略記 内府は、藤原公季にて、閑院はその第なり。 藤氏記は、今傳はらざれど、家傳は、群書類從に收 武智麻呂傳と同文な

攝關 二卷

攝政闘白たり 中卷は洞院殿致より 人々の事歴なり。 福照院殿滿巷に至り、下卷は、後三緣院殿滿数より、安祥院殿吉忠に至れり。 今傳はりたるもの三卷あり。 上卷は、忠仁公良より、東山殿 に至

上卷奥書に、御本云、右攝關御傳抄三帖者、依古筆秘藏之者也、

天正九年二月 日

關白從一位判

とあり。 前關白持通、一條禪閤兼良所藏の本を借りたる事、後法與院記に見えたるは、い もとは上卷のみなりしを、漸次追加したるものなるべし。近衞政家が、攝關傳書寫のため、二條 かなる本にか。

大臣一卷

大臣に任せられたる人々の傳を記したるものなるべし。

大將 一卷

左右大將に任せられたる人々の傳記なるべ し。これも今傳はらず。

本朝神仙傳一卷江區房撰

るよし見え、諡號雜記、及び河海抄にも、大江匡房の撰なるよし見えたり。 神仙の術を得たる人、終焉の有樣の神仙に似たるものゝ傳を書きたるものなり。 **卷首に、**国房の撰な

の古寫本なり。 この書は、世に傳はりたるもの二種あり。 野村本は、表紙に、賢寳とありて、延文頃のものなり。 一は野村男爵家所藏の古寫本にして、一は前田侯爵家所藏 所載の目録左の如し。

撰、」とありて、役行者、泰澄、都藍尼、敎待和尙、弘法大師、東寺僧仕某、日藏、慈覺大師の八人あり。 野村本を抄略したるものたり。 本文に錯簡あり、節略したるところありて、完備せず。また前田侯爵家所藏古寫本には、卷首に、「江匡房 覺大師 都藍尼 倭武命 長生翁 阿波國樹下僧 中算上人童 善神 上宮太子 陽勝仙人 同弟子仙 善算 美濃國河邊人 橋正通 武內宿禰 そは、 窺陰法師 東寺僧 浦島子 河原院大臣侍 出雲國石窟仙 行叡居士 役行者 比良山僧 藤太君 教待和尚 大峯僧 徳一大徳 愛宕護僧 源太君 同山仙 報恩大師 泰澄大德 沙門日藏 **学打仙** 賣白箸翁. 弘法大師 久米仙 伊豫國 都良香 蓋し

奥書に、應安元年六月甘七日、以遍智院二品親王御本書寫、僧正弘賢持參之本也、餘傳記略之抄出之、

權律師深譽

右本朝神仙傳拔萃一卷、以醍醐水本報恩院本寫之

とあるにても明なり。 ものには、浦島子あり、 て、深譽の抄略したるものなり。 **逼智院二品親王は、後二條天皇の皇子仁和寺聖尊親王にまし** 河海抄に見えたるものには、上宮太子あり。 史籍集覽に收めたるもの是なり。 この書の中、釋日本紀に引きた 、その御本によ

著者匡房の事は、江次第の條(一五五頁)に記せり。

大織冠 一卷

鎌足の傳なり 前掲の藤氏傳記一結中に、家傳上下二卷あるよしを記せり。 z n とは別 Ō

公果之将越黑老水魔女生女臣性 大伴夫人友民以豊斯坎天皇女山 安成次甲虎生代縣原之是好和大 年成次甲虎生代縣原之是好和大 安成次甲虎生代縣原之是女山 大伴夫人太民以豊斯坎天皇女山 大住大人太民以豊斯坎天皇女山 大性大人太民以豊斯坎天皇女山 大人民众而来群關於外十有二月乃 是在母而来群局於外十有二月乃 是在母而来群局於外十有二月乃

織

大

冠

宮 見

御

五年の刻本あり。群書類從にも収めたり。

家傳」としたれば、同じきものなり。 桑略記に、大織冠傳としてのせたるは、その下に「巳上

轉じ、同八年誅せられたり。 大師は恵美押膝にて、鎌足れ、勅して姓を恵美とし、押勝と改名し、同四年大師にれ、勅して姓を恵美とし、押勝と改名し、同四年大師にれ、勅して姓を恵美とし、押勝と改名し、同四年大師に れ、勅して姓を恵美とし、押勝と改名し、同四年大師に で、鎌足

として一卷あり。卷末に、貞慧傳を附せり。刊本は、明この書の古寫本は、伏見宮御所藏あり。 大織冠傳上

菅家 一卷

託宣、天徳三年の神殿修造、一條天皇永延元年の聖廟祭祀の宣命、寛弘元年の行幸等を記し、終に「嘉承 後集、三代質錄、公卿補任、菅原本系帳、家記等記之、」とし、次に安樂寺學頭安修の奏狀、及び天暦九年の 一右日本書紀、氏族志抄、新撰姓氏錄、菅原本系帳所載、」と記し、次に道眞の傳をのせて、「右據菅家文章、 元年十二月十八日陳經」とあり。 菅原道眞の傳記にて、群書類從に收めたるものと同じきものなるべし。始に、菅原氏の來由をのせて、 陳經は、道眞五世の孫にて、師長の子なり。

日本儒林 一卷

菅原大江の二家、及びその他儒を以て仕へ 今傳はらざれば詳ならず。 たる もの うち、 著名なる 人々の傳を記 したるも 0 なる

昭宣公 一卷

作、」と註せり。 任貞觀六年の條に一條、扶桑略記陽成天皇御讓位の 昭宣公は藤原基經なり。 紀納言は中納言紀長谷雄なり。 基經の事は、文德實錄の條(六八頁) に記せり。 長谷雄の事は、續紀家集の條(三九九頁)にのせたり。 條に載せたるもの 一條あり。末に、「已上傳文紀納言 この 書も今傳はらず。

淳和第二親王 二卷

等諸親王の中なる御傳を記したるものか、詳ならず。 の本と、二卷のものと二種ありしものにや。或は第二は誤にて、恒貞親王の外なる恒世、恒統、基貞、良貞 淳和天皇第二皇子は、恒貞親王の御事なり。 恒貞親王の傳は、下にも、「恒貞親王一卷」とあれば、一卷

菅家二代 一卷 清公、是善

傳」として、一節を引載したれど、是善の傳は考ふべきものあらず。但し扶桑略記元慶四年八月卅日の條 ものならんか。清公の事は、新定酒式の條(三〇一頁)に、是善の事は、文徳實錄の條(六八頁)に載せたり。 に載せたる是善の傳は、その典據を示さざれど、三代實錄にも見えざれば、この傳を抄略して、記したる 菅原、清公、是善の二代なるべく、これも今傳はらず。 清公の傳は、桂林遺芳抄に、「西曹始祖清―卿御

吉備大臣 一卷

左大臣吉備眞備の傳なり。眞備の事は、私敎類聚の條(四四一頁)にのせたり。これも今傳はらず。た 年中行事抄二月釋奠の條に、吉備大臣傳云、先是大學釋奠、其儀未備、大臣依稽禮典、器物始修、禮容

可觀、

とあるのみにて、著者も詳ならず。

清慎公一卷

淸慎公は、小野宮實賴の諡號なり。實賴の事は、新國史の條(八四頁)に載せたり。 これも今傳はらず。

和氣清麻呂一卷

ず、後紀と同じく、「薨時贈正三位、年六十七、」と記したるによれば、蓋し後紀の文をそのま、抄錄して、 三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、」とありて、下にその傳をのせたるものと同 文なり。 一卷としたるものなるべし。但しこの書籍目錄に記したるは、別のものなりしにか。 和氣清麻呂の傳は、群書類從に收めたるもの一卷あり。 類從本は、「贈正三位云々淸麻呂薨、」の薨の字を略したるのみにて、傳文中、その薨年月をのせ 日本後紀卷八に、「延曆十八年二月乙未、贈正

善相公一卷

三善氏にて、参議たりしは、清行のみにて、扶桑集、本朝文粹等に、清行を善相公と記したれば、こは三

愼公

氣

麻 呂

善清行の傳記なれど、今傳はらず。 清行の事は、十三條意見の條(二一五頁)に記せり。

良大納言一条

の事は日本後紀の條(五八頁)に載せたり。 今傳はらねば、詳ならねど、良は良峯氏なるべく、良峯氏にて、大納言なりしは、安世のみなり。

統理平 一卷 三統理平

三統理平の傳記にて、今傳はらず。理平の事は、三代實錄の條(七三頁)にのせたり。

野相公 一卷

りたる人は、峯守、篁、好古の三人あれど、好古は、太宰大貳を兼ねて、野大貳と稱したれば、野相公は、峯 守、篁の中なるべし。 野相公は小野氏にて、参議たりし人なり。野相公集の條に記したるが如く、 この書も今傳はらねば、いづれの傳にか明ならず。 小野氏の中、参議にて

晋人 一条

大江晉人の傳記なり。晉人の事は、文德實錄の條(六八頁)に記したり。

の傳によりたるものならんか。 のせたり。出典を明記せざれど、三代實錄音人薨去の下に記したるものと、同じからねば、扶桑略記はこ この書も、今傳はらねば明ならねど、扶桑略記陽成天皇元年十一月三日音人薨去の下に、その略傳を

道風 一 券

以て世に聞えたり。正四位下、内藏權頭に至り、康保三年卒す。年七十一。 小野道風の傳なれど、これも今亡佚せり。道風は篁の孫なり、醍醐、朱雀、村上の三朝に歴仕し、能書を

橘贈納言 一条

參議橘廣相の傳なり。 不行、今年尋承和舊風始行之、 年中行事抄、正月踏歌の條に、廣相卿傳云、仁和五年、蒙勍造撰踏歌記一卷、件記仁壽以後四代中絕 廣相の事は、擬潜夫論の條(二一四頁)に載せたり。 この傳、今は亡佚して、

公卿補任元慶八年廣相尻付に、家傳、聽昇殿、陪近習、禁內衆事無不幹理

と見えたるのみ。 但し橘氏の中にて納言を追贈せられたるは、この外、廣相の嚢祖奈良麻呂あ

麻呂は、仁明天皇の御代、御生母檀林皇后の御父たるを以て、大納言を贈られ、後更に太政大臣追贈の思 麻呂の太政大臣追贈以前に書きたるものにて、橘大納言傳と名づけたるが、そのまゝとなりしものにて 典に浴したれば、贈橘納言にあらざる事明かなり。 もあらんか、且つ下の廣相公を廣相の傳とせば、こは奈良麻呂の傳とすべきに似たり。 但しこの傳の橋贈大納言とあるを正しとせば、奈良

太政大臣源朝臣 一卷 嵯峨皇子

の誤にて、この二人の中、いづれかの傳記ならん。 は、常、信、融の三人にて、その中正一位を贈られたるは、信、融の二人なり。太政大臣とあるは、左大臣 嵯峨皇子とあれど、嵯峨天皇の皇子にて、太政大臣に任せられたるもの見えず。 但し融の傳記は、世に聞えざれど、信の傳は、 左大臣に任ぜられた

習以吹笛皷琴彈琵琶之技、思之所涉究其微旨云々、 河海抄綸合の卷に、信大臣鰈ӊ第一源氏、傳云、好讀書、兼善草隷、又工圖畫、丹靑之妙、太上天皇親自敎

我家の祖なる雅實の傳記なるべし。 通光、基具、定實の四人あり。この中雅質は、源顯房の子にて、保安三年に任せられ、 て、寬元四年任せられ、寳治二年薨じ、基具、定實は、永仁以後に薨じたれば、こは雅質、通光の中にて、久 また嵯峨皇子を以て誤として、源氏にて太政大臣たりし人を尋ぬるに、鎌倉時代までに、雅質、 通光は通親の子に

南大納言 一条

の傳なる事明なり。 二中歷名人歷の名臣に、「南大納言年名」と見え、公卿補任に、南淵年名を南年名としたれば、南淵年名 この書も今世に傳はらず。 年名の事は、文德實錄の條(六八頁)に載せたり。

紀家一卷

紀長谷雄の傳なるべけれど、今傳はらず。

民部卿保則 一卷

藤原保則の傳にて、三善淸行の撰びたるものなり。

文章博士清行之、 昔者司馬遷著晏子傳、遙美報鞭、蔡伯諧作郭泰碑、遂無慙德、故叙此景行貞立志、延喜七年季春一日、 卷尾に、余初爲起居郎、依元慶註記、見東征之謀略、爲備中介、聞故老風謠、詳西州之政績、粗述所 成此實錄、但世稱公德美、老人之談不容口、然而轉語浮詞、不敢論著、恐有□餝之疑、損相公之美也、

と見えたり。

則

老人と後不完の迎る情報は日本教徒者 之以情趣还而如成此有人衛也也每么因為 東石之學歌為衛十 純病属候で特点不類倒性のあか合う **华其行数月街西也大谷館之口守之** 公行各報 全和為於最中依元廣住旨 他伸不了 将收了多公公不会信徒原 節之段被抗なくるころ者る国国 介因故老凡在许多别

ひたり。 中より、その残篇を索め得ていこれを補 なりしを、栗田寛博士、前田侯爵藏本の に收め、存採叢書にも收めたれど、斷簡 **戸彰考館にて寫したるを、癥群書類從** ろあれば、完本にあらず。 この書は、金澤文庫所藏本により、水 されど、なほ逸亡したるとこ

佐貞雄の子なり。文徳天皇より、宇多天皇に至る五朝に仕へ、參議、從四位上に至り、民部卿を兼ねたり。 (藏所氏為利田前爵侯) 保則は、中納言乙叡の孫にて、左兵衛

大 言 季

寛平六年七十一にて、卒去せり。

神宮文庫一本、内閣一本、彰考館一本、その外大納言秀房としたるものあり。

秀房としたれど、秀房もまた、大納言たりし人なければ、誤寫なるべし。 大納言季房は、いかなる人にか、尊卑分脈に、季房數人あれど、大納言たりしは 人も見えず。

敏行 の傳もまた、今傳はらず。

と見えたるものこの書なるべし。 古今和歌集目錄敏行傳に、家傳云、昌泰四年卒、同紀友則傳に、敏行傳云、紀納言之末葉也者、

皇の崩御、及び光仁天皇踐祚の事ともを記したる文を引きたり。水鏡にも、同條を引きて、「この事は、百 川の傳にぞこまかにかきたるとうけたまはる、」と記したり。同書に、井上皇后、及び他戸皇太子を廢せ られし事、桓武天皇を皇太子に立てられし事等、百川の事蹟をくはしく擧げたるもまた、この傳記によ て記したるものなるべし。 藤原百川の傳なり。 これも今傳はらず。 。但し日本紀略光仁天皇の條に、「百川傳云、」として、稱徳天

故

n. も、今傳はらざ 行朝 臣 百 れば、詳ならず。 川 賢

滋野貞主 一卷

参議滋野貞主の傳なり。 貞主の事は、秘府略の條(三五〇頁)に載せたり。

るが 如く、續日本後紀仁壽二年二月の條に載せたるは、この傳を抄錄したるものならんか。 の書も、今傳はらねば、明なら ねど、日本後紀に載せたる和氣淸麻呂傳は、和氣淸麻呂傳を抄錄した

小町 一卷

小野小町に作る。 内閣二本、前田二本、圖書寮本、その他の二三の寫本小野に作り、神宮文庫一本、内閣一本、神習文庫二本統

れど、その一種なるべし。 小野小町の傳記なり。 今傳はらず。 群書類從に收めたる玉造小町子壯衰書は、韻文に記したるものな

浦島子一条

者も明ならず。 書類從に、浦島子傳一卷、續浦島子傳記 續浦島子傳記には、卷首に、「承平二年壬辰四月廿二日甲戌、於勘解由曹局注之、 坂上家 卷をのせたり。 浦島子傳は、いつの頃書きたるもの

高明耳」と見え、

于時延喜二十年庚辰臘月朔日也吗下 首和歌、更無他艷、因之不堪至感、代浦島子、詠七言廿二韻、以三百八字成篇也、名曰緻浦島子傳記、 終に、所謂浦島子傳、古賢所撰也、其言不朽、宜傳於千古、其詞花麗、將及於萬代、而只紀五言絕句二

の古きものなる事を知るべきなり。 と記して、長篇の詩一首、及び和歌、七言絕句各十四首をのせたり。 るは、正篇の文にして、河海抄、詞林采葉抄に、浦島傳として引きたるは續篇の文なり。 扶桑略記雄略天皇廿一年の條には、續浦島子傳云として掲げ、末尾に、「已上續傳略抄」と記した 但しこの目錄にいへる浦島子傳は、 續篇の延喜になり いづれをさしたるものか詳な しによれば、正編

藤六一卷

と見え、和歌作者部類にも、「六位藤六」とあり。 藤六は、權中納言藤原長良の孫にて、越前權守弘經の子、輔相なり。 蓋し藤六位の略稱ならん。 尊卑分脈に、「無官、號藤六、歌人」

集、及び新拾遺和歌集に、各一首を收めたるのみ。 の書、今傳はらず。 輔相の事も詳ならず。 たゞ宇治拾遺物語に見えたるのみにて、和歌も拾遺和歌

葛 井 親王

徳實錄に御略傳を載せたり。 この書、今傳はらず。 葛井親王は、桓武天皇第十二の皇子にましまし、嘉祥三年四月薨じ給へり。

呂

類從に收めたり。 武智麻呂は、藤原氏南家の祖にて、不比等の子なり。この書は、藤氏家傳下に附したるものにて、群書 大道 一日本 一日本 一大会然 一切梅山山東

學、名聞蓋衆、豊成仕至右大臣、爵入正二位、後坐變事知而不奏、降爲太宰員外帥、仲滿改名曰押滕、 仕至大師、爵入從一位、爲帝羽翼、鎮撫天下、贊曰、積善之後、餘慶欝郁、冠蓋相尋、翼贊輦轂、孫々子 々、恒爲耳目、上安下泰、鬼神和睦、乃國乃家、爰勞爰戮、忠貞藉甚、其人如玉、 **卷尾に、育子二人、其長子曰豊成、其弟曰仲滿、使學博士門下、 屢奉絹帛、勞遺其師、 由此二子皆有才**

て、再び右大臣に任ぜられたる事を記さず。 元年にて、押勝の大師となりしは、同四年なれば、それ以後のものなるべく、同八年、豊成が優詔により とあるによれば、押勝在世の時にかきたるものなるが如し。そは豊成の太宰員外帥たりしは、天平寳字 殊に賛の文には、押勝の隆盛をきはめたる時のさまに記し

たれば、天平寶字四年より、同八年までの間にかきたるものならん。

著者僧延慶は、いかなる人か、事蹟詳ならず。

續日本紀に、天平寶字二年八月辛丑、外從五位下僧延慶、以形異於俗、辭其僞位、詔許之、其位祿位田

者、有勅不收、

とあるものと同じ人なるべし。 以て押勝と時代を同じうしたるを證すべ し。またこの書の傳來に

ては、

奥書に、建久七年丙辰卯月八日書寫之、法相宗末葉乘圓舜禎之本也、 同比初點了、

と見えたり。

大日本國和州泊瀨河畔、

相

廣相には、橋贈納言傳あれば、これは別のものならん。 あれど、參議にあらず。或は橘廣相ならんかと思はるれど、他の傳記に、公の字をそへたるものなく、橘 善相公、野相公の例によれば、廣參議の義なるべけれど、廣を姓としたるは、光仁天皇の皇子廣根諸勝

忠仁公 一卷

忠仁公は藤原良房なり。 良房の事は、日本後紀の條(五八頁)に載せたり。この書も今傳はらず。

業平朝臣 一卷

中將に至り、元慶四年、五十六にて卒去せり。 在原業平の傳記なり。 業平は阿保親王の御子にて、仁明より、陽成に至る四朝に事へ、藏人頭、右近衞 この書も、今傳はらず。

宗公方 一卷

群書類從本、及び二三の本には宗公房としたり。

0 害も、今傳はらず。 宗は惟宗の一字にて、惟宗公方の傳なるべし。 公方の事は、本朝月令の條(一一七頁)にのせたり。 ح

淡海公 一卷

藤原不比等の傳記なり。 不比等の事は、律十卷の條(二一六頁)にのせたり。 この書は、大織冠傳の卷

末に、「有二子貞惠史、倶別有傳、」とあるものなるべけれど、今傳はらず。 に、「淡海公傳云、」として、維摩會を設けたる文を引きたるものあるのみ。 二中歴法場歷維摩會竪義の次

文雄 一卷

章博士、大學頭、右中辨等に任ぜられたり。 今傳はらねば、詳ならねど、蓋し巨勢文雄の傳記ならんか。 文雄は、清和、陽成、光孝の三代に事へ、文

恒貞親王 一卷

に記せり。この書、今殘闕にて一卷あり。金澤文庫本を書寫したるものにて、續群書類從、及び存採叢 書に收めたり。 て、「巳上傳文、紀納言作」と註したり。紀納言は、紀長谷雄にて、長谷雄の事は、續紀家集の條(三九九頁) 恒貞親王の御傳記なり。 古寫本は、前田侯爵所藏圓珍和尙傳、及び保則等の傳とを連載したるものあり。 この書の事は、扶桑略記卷二十に、親王の基經に推戴せられ給ひし事をのせ

白箸翁

白箸を賣りて業とせる一老父の傳にて、短篇なり。 紀長谷雄の記にて、群書類從に收めたり。

文雄

江帥

太宰帥大江匡房の傳記なり。 匡房の事は、江次第の條(一五五頁)に記したり。この書も、今傳はらす。

女院后宫尚侍 一卷

めたる女院小傳、女院記あり。 女院、三后、及び内侍司の尙侍の事歴を記したるものなり。 后宮の御傳記、及び尚侍の事を記したるものは、今傳はらず。 女院の事は、女院次第、及び群書類從に收

七官位

內外諸司補任帳

京官地方官の補任を記錄したるものなるべし。今傳はらず。

同歷名帳

めたる歴名土代の類ならんか。 今傳はらねば、明ならねど、內外官諸司の官と、姓名とを列記したるものなるべく、蓋し群書類從に收

神祇官補任帳

内閣一本、前田一本、圖書寮一本、德富本、松井本、家藏一本等、この次に、神祇官歴名帳を載せたり。